

## 横浜市公立大学法人評価委員会 評価の考え方・進め方について

### 1 法人評価委員会の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、法人の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと。
- (2) 当該事業年度における業務の実績について評価を行うこと。
- (3) 前年度の評価の中で指摘のあった事項については、当年度計画に反映されているかなど当年度の評価の中で確認すること。
- (4) 中期目標の期間における中期計画の実施状況の調査・分析を行うこと。
- (5) 自主自律的な大学運営の実現を目指し、法人全体の組織・業務等に関する改善・充実の観点から、必要に応じて修正を求めること。
- (6) 法人を取り巻く環境の変化なども踏まえ、必要に応じて、中期目標等の期間の5年目において振り返りとして総括を行うこと。

### 2 各年度終了時の評価の流れ

- (1) 法人は当該事業年度における「業務の実績報告書」を翌年度の6月末までに、評価委員会に提出する。
  - \*業務の実績報告書とは、当該年度計画の報告書、財務諸表等を示す。
  - 《参考資料》大学概要、法人予算、法人事業概要 など
- (2) 評価委員会は提出を受けた報告書等について法人の意見を聴取し、評価結果を市長が9月定例会市会に報告できるように評価を実施する。
  - \*評価のポイント
    - ・法人の意見を受けて、できる限り定量的な評価指標を設定するとともに、評価基準に基づいて客観的に評価する。
    - ・一つの指標のみで適切な評価が困難な項目については、複数指標設定や定性的な評価項目の達成状況を基に評価する。
    - ・評価基準に基づいて客観的に評価することが困難な項目については、委員の協議により評価する。
    - ・教育研究の特性や法人の大学運営の自主性・自律性に配慮するとともに、法人全体の組織・業務運営等について、改善すべき点を明らかにする一方、意欲的な取組を積極的に支援するなど、法人の継続的な質的向上に資する評価を行う。
    - ・必要に応じて、改善すべき事項や目標設定の妥当性等を記述する。

### 3 各年度の評価方法

法人の評価は「年度ごとの評価」「中間評価」並びに「全体評価」により実施する。

#### (1) 年度ごとの評価

各年度計画の達成状況を確認すること等により業務の実績について評価を行う。

##### ① 評価基準

- ・ 年度計画を上回って達成している、または達成の難易度が高い計画を順調に達成している（S評価）
- ・ 年度計画を順調に達成している（A評価）
- ・ 年度計画を十分には達成できていない（B評価）
- ・ 年度計画をほとんど達成できていない（C評価）

##### ② 評価の視点

- ・ 評価を通じて改革のための取組を積極的に支援すること。
- ・ 組織、業務等について、改善の方法等を明らかにすること。

#### (2) 中間評価（みなし評価） ※平成30年4月法改正

地方独立行政法人法に基づき、中期目標期間の最後の年度の前々年度及び中期目標の期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に係る中間評価（みなし評価）を行う。

##### ① 評価基準

- ・ 中期計画を上回って達成している、または達成の難易度が高い計画を順調に達成している（S評価）
- ・ 中期計画を順調に達成している（A評価）
- ・ 中期計画を十分には達成できていない（B評価）
- ・ 中期計画をほとんど達成できていない（C評価）

##### ② 評価の視点

- ・ 次期中期目標計画策定に向けて、法人が業務運営の改善に適切に反映するための評価であること。

#### (3) 全体評価

各年度の評価の結果を踏まえて、中期目標期間の業務の実績を確認し、総合的な評価を行う。

《第3期 中期目標期間中の作業の日程》

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度計画	29年度計画	業務実績報告 ↓ 評価 30年度計画	業務実績報告 ↓ 評価 元年度計画	業務実績報告 ↓ 評価 2年度計画	業務実績報告 ↓ 評価 3年度計画	業務実績報告 ↓ 評価 4年度計画	業務実績報告 ↓ 評価
中期目標 ・ 中期計画	進捗状況の確認				中間評価 ↓ 意見 第4期中期目標・中期計画 策定方針・骨子検討	意見 第4期中期目標・中期計画 中間案・最終案	総合評価
認証評価 機関					評価の実施		
終了時の 検討						意見 ↑ 終了時の検討	

4 評価を受ける法人等が留意すべき事項

評価を受ける法人等に留意すべき事項について次のとおり示す。

- (1) 評価委員会は法人から示される指標等を基に評価を行うことから、法人は自ら行う自己評価・自己改善を基に説明責任を果たすことが基本であること。
- (2) 法人は、達成状況を客観的にあらわすためにできる限り数値指標等の指標を設定すること。また、定性的な指標となる場合には、その達成状況が明らかになるよう工夫すること。
- (3) 法人における内部評価の視点と体制について
  - ① 視点  
法人は市民の視線に留意し、法人が行う内部評価に際して用いる指標や基準・結果・活用について、できる限りわかりやすく説明すること。
  - ② 体制  
法人は説明責任の観点から、目標の達成にかかる組織内の責任の所在を明確にし、法人の長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立すること。
- (4) 各項目ごとの「実績」の欄について以下の点に留意しつつ自由に記載することができる。
  - ① 法人化のメリットを活用して、自主自律的な大学運営を目指した財政、組織、人事などの面での特色ある取組
  - ② 自主自律的な大学運営や教育研究活動等を円滑に進めるための様々な工夫
  - ③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況
  - ④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている(あるいは生じるおそれがある)場合には、その状況、理由(外的要因を含む) など

## 5 その他

毎年度の評価結果の主な留意点に対する法人の取組状況は次年度の本委員会の初回で説明する。